

令和2年4月7日（火）

保護者の皆様へ

社会福祉法人あけぼの会
理事長 安家 比呂志

緊急事態宣言発令に伴う園の対応について

国内における感染状況が日々悪化する状況の中、保護者の皆様におかれましては、不安を募らせていることとお察しします。

本日、政府より大阪府に緊急事態宣言が発令されました。

当園では、これまでも職員及び子どもたちの健康管理に努め、日中の室内消毒や手洗いの徹底、保護者の皆様にも家庭保育のご協力いただきながら保育の提供を行ってまいりましたが、引き続き保育を提供する上で、子どもたちの感染リスク・生命へのリスクを排除し、感染拡大予防を行いながら職員による安全・安心した環境の確保及び保育の実施がこれ以上担保できないことを理由に、今後の園運営につきまして、下記の通り決定いたします。

・4月9日（木）から5月6日（水）までの期間を休園とします。

※ただし、両親が医療従事者・警察・消防に携わるご家庭の園児に限り特別保育として登園可能とします。（※特別保育期間は全日お弁当となります）特別保育が必要なご家庭の方は園長までお申し出ください。

これ以降の取り扱いにつきましては、国・府・市からの情報を集約し、そして何より子どもたちの生命・安全を最優先に今後の方向性を決定いたします。また、5月6日より前に緊急事態宣言が取り下げられる場合にはその翌日より保育を開始します。

・4月8日（水）は通常保育を行います。休園措置の趣旨を踏まえ、家庭での保育が可能な方は登園を自粛ください。

・現時点での決定事項は以上となります。休園に伴う保育料の還付等、今後検討が必要な事項については、随時「よいこネット」にて配信、お知らせしていきます。

国レベルでの緊急事態宣言というこれまでに類を見ない非常事態であることを前提に、子育てをする親の責任として、保護者の皆様におかれましては、各職場に理解を求める働きかけをお願いします。子育て中の保護者の皆様しか、ご自身のお子様を守ることができないこと、それが保護者の責任であること、保護者に代わって子どもたちの生命の安全を園として確保することの困難さを十分にご理解いただいた上で、今回の決定にご了承をいただければ幸いです。

また、同居のご家族、園児で万が一感染が確認された場合には、

akebono.hidamari@akebonokai.jp.np.org までメールにてご報告をお願いします。

一刻も早い収束が待たれます。感染拡大の波の中でも、特に在園児及び在園児保護者の適切な行動により、新たな感染者や感染拡大が起こらないことをお祈り申し上げます。